

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年3月25日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 平和通歩行者専用道路ほか維持管理業務委託

(2) 契約の概要

ア 業務内容

(ア) 平和通歩行者専用道路ほか維持管理業務 一式

(イ) 放置自転車調査及び買物公園駐輪場巡回管理 一式

(ウ) 買物公園放置自転車撤去運搬、自転車ラック・案内看板設置撤去及び駅前広場駐輪場供用開始準備 一式

(エ) 旭川駅前広場維持管理業務 一式

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村6番地の2

旭川市土木部土木事業所

電話 0166-36-2244

2 契約の相手方の選定基準

(1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等又はこれらに準ずる者であること。

(2) 旭川市内に拠点を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。